

指定訪問看護ステーション ひらき

【重要事項説明書】

ご利用者様が、これからご利用されようとしている訪問看護業務について、
契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容をご説明します。

1. 概要

- (1) 訪問看護を提供する事業者について
事業者名称 合同会社 いとよし
代表者氏名 山口 泰子
所在地 長崎県諫早市飯盛町開 1368—1
電話番号 0957—48—2677
FAX 0957—48—2680
- (2) ご利用者への訪問看護を提供する事業所について
事業所名称 訪問看護ステーションひらき
事業所番号 長崎県指定:4260490240
事業所所在地 長崎県諫早市飯盛町開 1368—1
管理者氏名 永田 博人
電話番号 0957—48—2677
FAX 0957—48—2680
事業実施地域 諫早市・長崎市
- (3) 当事業所の職員体制

職員	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	看護師	1 名		あり	1 名	訪問看護業務及び業務の管理
看護職員	看護師	2 名	1 名	あり	3 名	訪問看護の業務にあたる
	准看護師	0 名	2 名	あり	2 名	
理学療法士		0 名	0 名	なし	0 名	

(4) サービスの提供時間

- 1.営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、8月
月13日～15日、12月30日～1月3日
をまでを除く。
- 2.営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで（月
曜日～土曜日）。但し、利用者の希望で上記
以外での営業も生じることとする。
- 3.電話等により、24時間常時連絡、訪問対応が可能な体制
とする。

2. 事業所の目的及び運営方針

- (1) 事業の目的 病気や怪我等により、家庭において継続して療
養を受ける状態にある者に対し、介護保険法・老人保健法・
健康保険法等の基本理念に基づき、適正な訪問看護を提供す
ることを目的とする。
- (2) 運営方針 ①ステーションの看護師は、利用者の心身の特性
を踏まえて、日常生活動作の維持及び回復を図
るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療
養が継続できるように支援する。
②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の
保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図
り、総合的なサービスの提供に努めるものとす
る。

3. 訪問看護サービスの種類

- ① 病状及び障害の観察、健康管理
- ② 看護及び介護方法の指導
- ③ 清拭及び入浴等による清潔の保持
- ④ 食事及び排泄等、日常生活の世話
- ⑤ 褥瘡の予防及び処置
- ⑥ 療育及びリハビリテーション
- ⑦ 終末期の看護
- ⑧ 精神及び認知症患者の看護
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他、医師の指示による

4. 利用料金:介護保険の場合（※10.00 円/単位、准看護師の場合は、90/100）

利用料は訪問看護費の 1 割(65 歳以上の一定所得者は 2 割又は 3 割)

基本部分	単位数		自己負担金
20 分未満	314 単位		314 円
30 分未満	471 単位		471 円
30 分以上 1 時間未満	823 単位		823 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128 単位		1128 円
2 人による訪問看護の提供	30 分未満	254 単位追加	254 円
	30 分以上	402 単位追加	402 円
早朝・深夜加算	1 回当たり 25%増		
深夜加算	1 回当たり 50%増		
緊急時訪問看護加算	1 ヶ月につき 600 単位		600 円
特別管理加算（Ⅰ）	1 ヶ月につき 500 単位		500 円
特別管理加算（Ⅱ）	1 ヶ月につき 250 単位		250 円
初回訪問看護加算	350 単位		350 円
退院時共同指導加算	600 単位		600 円
看護体制強化加算（Ⅱ）	1 ヶ月につき 200 単位		200 円
ターミナルケア加算	2500 単位		2500 円
理学療法士等 1 回/月	293 単位		293 円

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ケアプランに定められた時間帯を基準とします。

尚、医療保険の場合は、詳細料金【別紙③-1・2】があります。

また、公費負担制度での適応で、自己負担なしの場合もありますので、ご相談ください。

(2) 交通費

上記の介護保険でのサービスを提供する地域にお住まいのご利用者様に関しては無料です。

(3) その他

料金の支払い方法は、毎月 15 日までに前月分の請求をいたしますので、20 日までにお支払いください。お支払い頂きますと、領収書を発行いたします。お支払い方法は、現金収集にて行います。

5. サービスのご利用方法

(1) サービスの利用開始

先ずは、お電話にてお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

(ア) ご利用者様のご都合にてサービスを終了する場合は、サービス終了を希望する 1 週間前までにお申し込みください。

(イ) 当事業所の都合にてサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了の 1 ヶ月前に文書にて通知いたします。

(ウ) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

① 利用者様が介護保険施設に入所された場合

② 介護保険給付でのサービスを受けていたご利用者様の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合（介護保険給付でのサービスは受けられませんので、ご相談ください）。

③ ご利用者が死亡した場合

(エ) その他

ご利用者様やご家族の方等が、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

6. サービス内容に関する苦情

ご利用者からの相談又は苦情に対する常設の窓口（連絡先）として、管理者を当てます。

当事業所の苦情処理対応マニュアルに準じて、迅速かつ誠意をもって対応することとします。

(1) 事業者、各市町村、公的団体の苦情受付窓口の連絡先等

事業者の窓口	訪問看護ステーションひらき 担当者:永田 博人	長崎県諫早市飯盛町開 1368—1 電話:0957—48—2677
市町村の窓口	① 諫早市介護保険課 ② 長崎市介護保険課	① 長崎県諫早市東小路町 7—1 電話:0957—22—1500 ② 長崎県長崎市魚の町 4 番 1 号 電話:095—822—8888
公的団体の窓口	長崎県国民健康保険団体連合 会 介護保険苦情処理係	長崎県長崎市今博多町 8—2 電話:095—826—1599

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制及び手順について、
※【別紙①】をご参照ください。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・ご家族・介護支援専門員等へ連絡いたします。

8. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者様に対して、応急処置や医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者様がお住まいの市町村・ご家族・居宅介護支援事業所等に連絡を行います。
また、事故の状況及び事故に際して、とった処置について記録すると共に、その原因を解明し、再発防止の為に対策を講じます。尚、当事業所の介護サービスにより、ご利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

※8 については、【別紙②】をご参照ください。

9. 秘密の保持について

- (1) 当事業所の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得たご利用者様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所の従業者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得たご利用者様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業所では、ご利用者様の医療上緊急の必要性がある場合又は、サービス担当者会議で必要がある場合に限り、予め文書

による同意を得た上で、必要な範囲内でご家族様又はご家族の個人情報を用います。

10.BCP（業務継続計画）について

- (1) 感染症や非常災害発生時において、利用者様に対するサービスの提供を継続的に実施する為の及び、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を作成し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。また、年2回の研修及び訓練を実施し、非常事態に備えて参ります。

11.感染症の予防及びまん延防止の為の措置

事業所は感染症の予防及びまん延防止の為の、従業者に対する研修及び訓練の実施について整備します。

感染症の予防及びまん延防止の為に必要な、指針の整備及び委員会の開催の整備をします。

- ・感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を開催します。
- ・委員会の結果を従業者へ周知徹底します。
- ・感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を整備します。
- ・研修及び訓練（シュミレーション）を実施します。

12.虐待防止の推進について

「虐待の未然の防止」「虐待等の早期発見」「虐待への迅速かつ適切な対応」の観点から、次の措置を講じます。また、サービス提供中に虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。
- (2) 従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的 to 実施します。
- (3) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を、定期的（年4回以上）に実施します。
- (4) 虐待委員会での結果については、従業者に周知徹底を図ります。

虐待防止に関する責任者	管理者 永田 博人
-------------	-----------

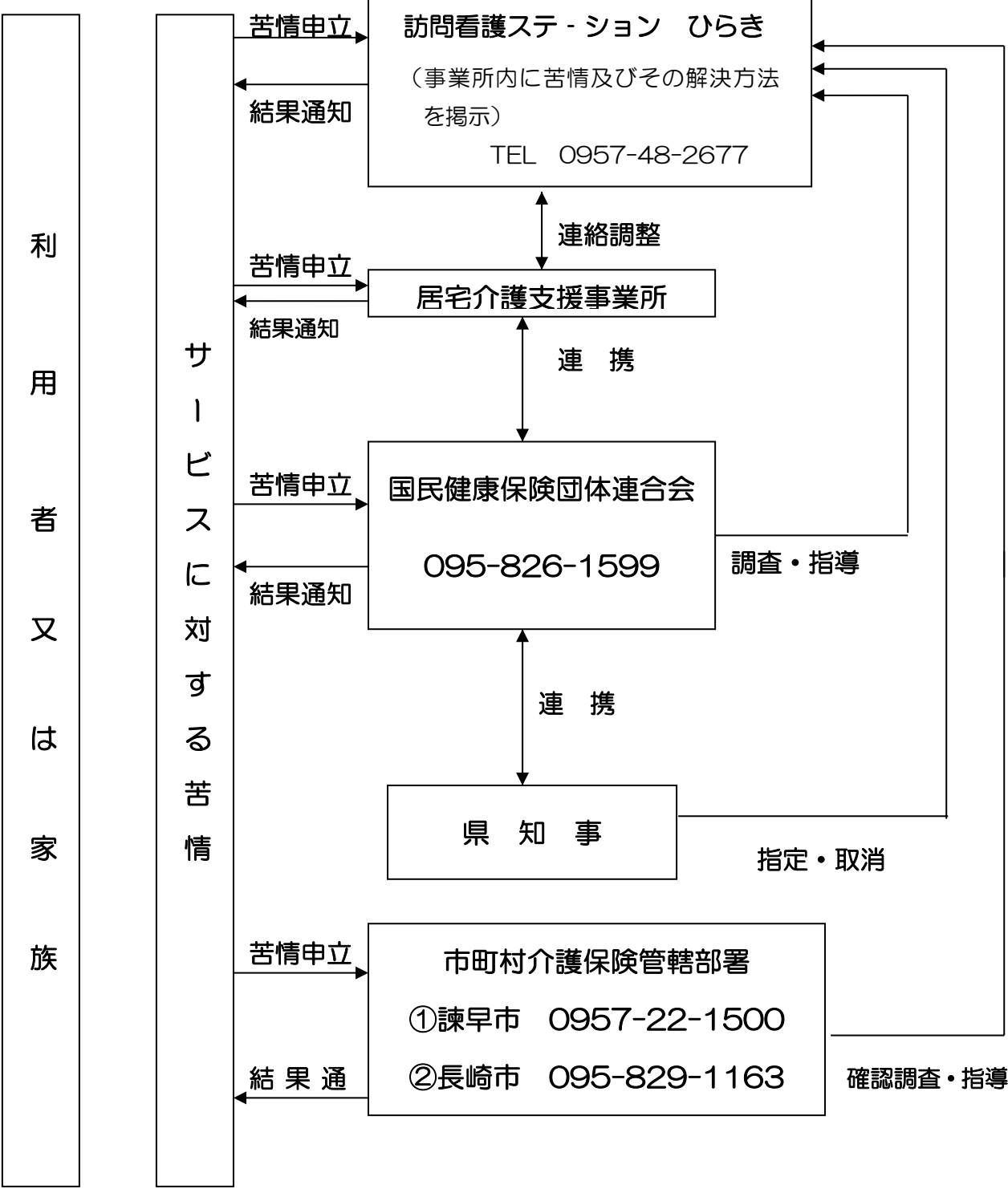
ご利用者及びそのご家族からの苦情処理体制の整備として事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備します。

13.ハラスメントについて

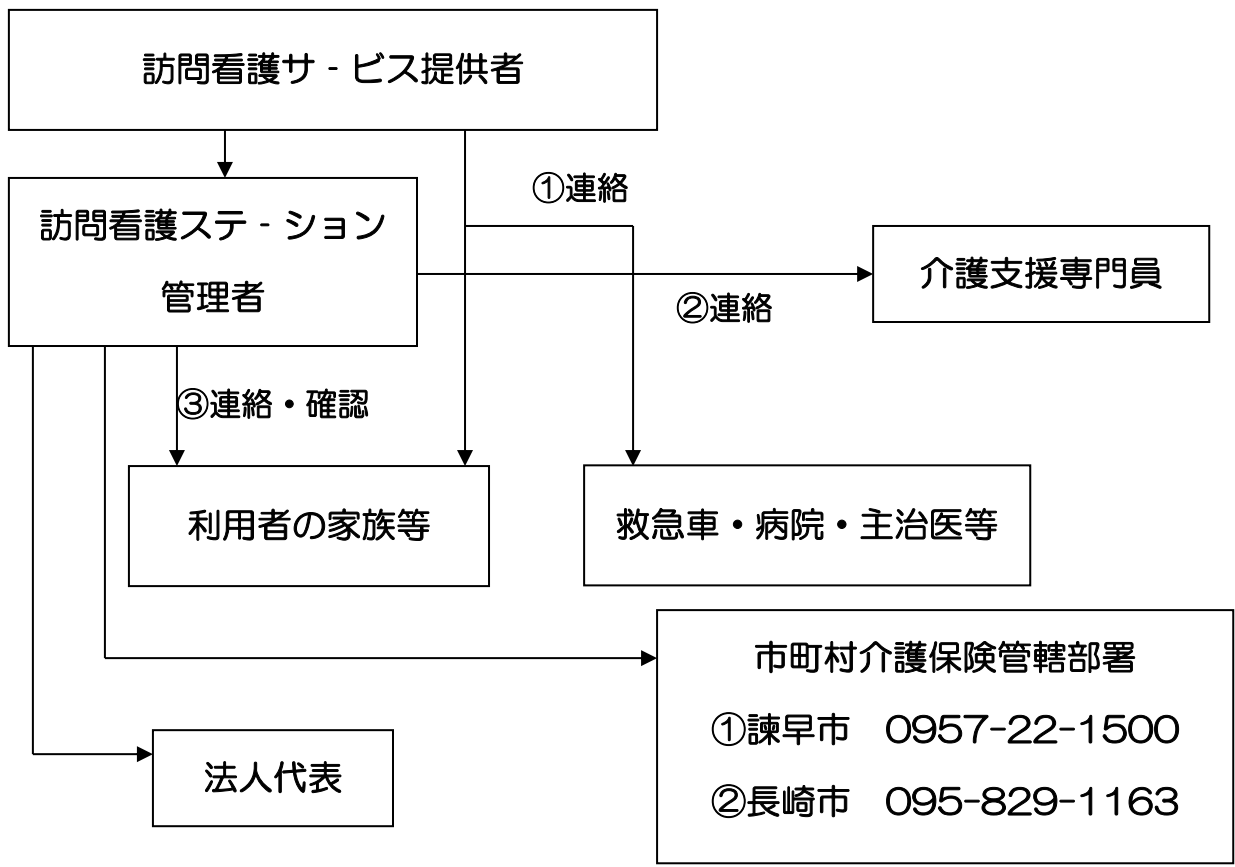
- ①事業所内において行われる、優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりする行為。
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的嫌がらせ行為
- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③事業所職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



事故発生時の対応における手順・体制

サ - ビス提供時に事故発生



【重要事項説明書 同意書】

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者及びその家族に対して本書面を交付し、重要事項の説明を行いました。

<事業者>

名称 訪問看護ステーション ひらき

所在地 長崎県諫早市飯盛町開 1368—1

管理者 永田 博人

説明者 _____

私は本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けるとともに、その内容に同意いたしました。

<利用者>

住所 _____

氏名 _____

<利用者の家族等>

住所 _____

氏名 _____

個人情報 使用同意書

私（利用者及びその介護者又は家族等）の個人情報については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1.使用する目的

- （１）介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業所との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態や家族の状況を把握する為に必要な場合。
- （２）上記（１）の他、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整の為に必要な場合。
- （３）現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調を崩し又は怪我等で病院へ行った時に、医師や看護師に説明する場合。

2.個人情報を提供する事業所

- （１）居宅サービス計画に記載されている介護サービス事業所
- （２）病院又は診療所（体調を崩し又は怪我等で診療する場合）

3.使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4.条件

- （１）個人情報の利用は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- （２）個人情報を使用した、会議・相手方・内容等の経過を記載しておくこと。

令和 年 月 日

訪問看護ステーション ひらき殿

（ご利用者） 住所 _____
 氏名 _____

（ご利用者の家族等）住所 _____
 氏名 _____